

平成 24 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 議長の諮問に関する事項 | 1 |
| 1. その他 | 1 1 |

平成 24 年 4 月 17 日（火曜日）

議会運営委員会会議録

平成24年4月17日 火曜日

午前10時04分開議

午前11時49分閉議（実時間 96分）

議会事務局首席 審議員兼次長	桑 崎 雅 介 君
議会事務局次長補佐 兼総務係長	澤 井 光 郁 君
議会事務局次長補佐 兼議事調査係長	嶋 田 和 博 君

○本日の会議に付した案件

1. 議長の諮問に関する事項

（政治倫理について）

（議長選挙におけるマニフェストの導入について）

1. その他

（電子採決システム導入等について）

（委員長報告書の作成について）

（委員会復命書の役割分担について）

○本日の会議に出席した者

委員長	上 村 哲 三 君
副委員長	大 倉 裕 一 君
委員	太江田 茂 君
委員	亀 田 英 雄 君
委員	田 方 芳 信 君
委員	藤 井 次 男 君
委員	前 垣 信 三 君
委員	前 川 祥 子 君
委員	松 浦 輝 幸 君
委員	松 永 純 一 君
委員	百 田 隆 君
議長	古 嶋 津 義 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

増 田 一 喜 君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長 田 上 高 広 君

○記録担当書記

桑 崎 雅 介 君

嶋 田 和 博 君

（午前10時04分 開会）

◎議長の諮問に関する事項（政治倫理について）

○委員長（上村哲三君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは、議長の諮問に関する事項を議題といたします。

まず、（1）政治倫理につきましては、前回2月20日開催の議会運営委員会において、自民党から提示された見直し案をもとに論議することとありました。自民党からの案が委員のお手元に資料として配付されていることかと思いますが、提案者の自民党より資料の説明を願います。

自民党絆、松浦代表、お願いします。

○委員（松浦輝幸君） それでは、皆さんのお手元にあります八代市政治倫理条例改正案と現行とあると思いますが、改正案のほうですね、要するに下線部分、もう簡単に説明していきますが、現行では副市長までだったのを教育長を入れました。それと、市民の調査請求権のところですが、できればですね、なるだけやはり議会やいろいろな問題化するよりも、市民の皆さんがやっぱり、——の声を吸い上げるべきじゃないかというようなことですね、100分の1以上を200分の1以上に訂正をいたしております。

それとあわせてですね、議員さんの定数の3分の1以上の連署をもって、調査請求ができるというのを加えました。

それから、次の市工事等の請負等の制限の部分なんですけど、一応3親等というのはそのままにしておきまして、ここに下線部分でありますけど、簡単に説明しますと、今までは3分の——3親等以内の親族、そうしたところは一応辞退をするよう努めなければならないということでございましたが、やはり生活権いろいろ考えたときにですね、それではいけないということで、例えば、市の工事等の請負の総額ですね。請負額の総額の1000分の2、いや100分の20、要するに2割、2割を、——までは、逆に言うなら2割まではやっぱり公共工事は参加してもいいと。そのかわり、それ以上を超えたとしたら辞退をします。この文言を入れたわけでございます。

説明もわかりづらかったと思いますが、簡単に説明をさせていただきました。何かいろいろとありましたら、ひとつお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま自民党、松浦代表から説明がございましたが、続きましてですね、本件に関連した部分で、お手元に広島県の府中市の政治倫理条例での裁判事例の紹介の資料が配付してあると思いますが、本資料について、先に議会事務局から説明を求めたいと思いますので、お願いします。

はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議会事務局長の田上と申します。どうかよろしくお願いいたします。

御説明につきましては、澤井次長補佐兼総務係長にいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁

君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい。澤井次長補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

資料につきましては、上から3番目に置いてあったと思いますが、政治倫理条例に関する裁判事例という資料をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、広島県の府中市の元市議会議員による損害賠償請求事件の内容でございます。

まず、本事案の概要でございますが、府中市議会の議員が、平成20年、市議在職当時に、兄の経営する土木建設会社が市と道路工事契約を締結したなどの経緯があることによりまして、同市政治倫理条例の請負制限条項違反等によりまして、辞職勧告決議を受けております。

そこで、同市議が、同条例の請負制限条項は違憲違法であると主張しまして、合計770万円の損害賠償金の支払いを求めたものでございます。

なお、同市議につきましては、下の丸のところに書いてございますが、この後、平成22年3月に市議を辞職しております。また、その後、22年4月に実施された府中市の市長選挙に立候補しましたが、落選されております。

次に、大きい2の判決要旨でございますが、まず（1）平成22年11月9日の広島地裁の判決でございます。こちらでは、元市議の請求をいずれも棄却しております。これは府中市政治倫理条例の請負制限条項は、憲法や地方自治法に違反するものではなく、市議会運営の公正を保障しているなどと指摘しまして、元市議の主張を退け、慰謝料等の請求を棄却したものでございます。

元市議は、この判決を不服としまして、広島

高裁に控訴いたしております。この控訴審では、損害賠償金額、上のほうの1の事案の概要のところで書いております①と②がそれぞれ110万円ということで請求がされております。

次に、(2)控訴審判決でございますが、広島高裁から平成23年10月28日に出されております。広島地裁の原判決を変更しまして、府中市に対して33万円の損害賠償金を支払えというものでございます。この判決における広島高裁の判断の概要でございますが、次の2ページ、裏面でございます、をごらんいただきたいと思います。一部を読み上げさせていただきます。

まず、①でございますが、議員の2親等の親族が経営する企業が締結した契約を、全て議員が実質的に請負った脱法行為であるとする根拠はない。②2親等の親族の経営する企業が自治体と請負契約をすること自体が議員・行政・企業の癒着を生み、政治腐敗の原因となるとの経験則は認められない。③でございますが、議員が実質的に経営に関与しているとの立証がないにもかかわらず、経営者が議員の2親等であることを理由に憲法で保障された経済活動の自由や議員活動の自由が制限される負担を受任しなければならない合理性も必要性も認められない。

次に、④の下線の部分でございます。議員の兼業禁止につきましては、地方自治法第92条の2を上回るあるいは異なる条例を制定することができると解される——いわゆる上乗せ条例のことだと思います——しかし、被控訴人が条例を制定して法律と異なる規制をすることについては、憲法及び法律に適合しなければならず、経済活動の自由と議員活動の自由を制限することができる合理性・必要性が認められなければならないなどという判決でございました。

この判決を受けまして府中市は、最高裁に上告をいたしております。そして、現在、審理中

でございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、ただいまの自民党からの改正提案と、それから、ただいま事務局からの府中市の例による説明をもとに御協議を願いたいと思います。

○委員（松浦輝幸君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） きょうがきょうちゅうとは、なかなか意見も見つけられささんどけん、一応持ち帰りという形で各会派で検討してきてもらったら、どぎゃんね。たたき台にしてくださいということだったです。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員、はい。

○委員（大倉裕一君） 質問をよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 済みません。松浦代表のほうから、一応説明はあったんですけども、何点かちょっとお尋ねをさせてもらいたいと思います。

なぜ、教育長を追加されたのかという点が1点ですね。それと、なぜ200分の1という市民の、有権者の署名を集める部分を200分の1とされたのか、その根拠。それと、議員の調査請求権を入れられてますが、その、なぜ議員を入れられて、その3分の1という条件をされたのかという根拠ですね。そこをお聞かせいただければと思います。

○委員（松浦輝幸君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員、どうぞ。

○委員（松浦輝幸君） さっきの副市長、——市長、副市長及び教育長、現行では入っていなかった、入れた理由。やっぱり執行権いろいろの立場上ということで、入れぬといかぬどちゅ

うこととございます。

それから、200分の1、——100分の1を200分の1以上になぜ上げたかというのは、やはり市民の声、市民の皆さんの……。

○委員長（上村哲三君） 下げた、これは。

○委員（松浦輝幸君） 下げたわけです。

○委員長（上村哲三君） 逆に下げた。

○委員（松浦輝幸君） やりよいように下げたというのが、わかりやすいのはやはり請求権を出しよいようにというか、やりよいように下げたということとございます。

それとですね、あわせて3分の1の議員を入れたのは、やはり市民の皆さんもそうした請求権——請求調査権というのを繰り入れたら、やっぱり議員も。これも議員のほうも相当考えました。でも、やっぱり数をちょっと多くしたがいいということで3分の1ということとございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 200分の1という根拠はどこからつくられたのかということをお聞かせいただけますか。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） その根拠というのは、市民、要するに市民の皆さんがやりやすいかどうか、調査請求権というのを出しやすい、——そういうことです。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 今の説明でその気持ちはわかってですが、基本的に何でこの話が出てきたのか、何か不都合があったんですかね、今までのやり方で。

○委員（松浦輝幸君） ちょっと、議長。逆に私たちが言いたかったです、それは。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。不都合というのは、あったとすれば、やっぱり我々からしたら、業者さんたちが守り、——完全に守ってなかったという点もたまにあったもので、じゃあ、そうしたふうな政治倫理じゃ、何も意味はないじゃないかと。ま少し厳しくというとかぬですけども、守るような、守れるようなやっぱり政治倫理条例に変えぬとかぬということなんです。

○委員（前垣信三君） はい。済みません。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 具体的にあったちゅうのは何か事例があるんですか。今おっしゃったみたいにして。

○委員長（上村哲三君） 松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。事例は、前垣委員は御存じじゃなかですかね。この前の米本工務店。

○委員長（上村哲三君） 米本工務店。

○委員（松浦輝幸君） ああ、米本工務店。そうしたことは一つの事例として挙げられるものだと思っております。

○委員長（上村哲三君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） 会派に持ち帰って話をせにやいかぬとですが、今おっしゃった米本工務店の話にすると、次は役職をかわられて、この前は締結をしましたですね。承認をしましたね。で、そうすればいいのかという、その何か倫理といいますかね、ただ米本工務店だけに、例えば、議員が3分の1をもって、その請求権があるという意味が、なかなかわからんのですが、それはどういう意味ですか。議員の3分の1というのは。（「調査の請求権」と呼ぶ者あり）うん、請求権たい。（「調査請求権。請求権です」と呼ぶ者あり）そういうこと。

○委員（松浦輝幸君） あからぬちゅうわけ、よかですか。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） これ調査請求権ですの
で、それだけ、例えば、3分の1とか、200
分の1、市民の有権者の200分の1が出ない
限りは調査できないんですけん。調査請求権で
すので。

○委員（前垣信三君） はい、済みません。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 例えば、これでいく
と、何分の1だったか、議員さんは、3分の
1。今30名おると10名以上の、（委員松浦
輝幸君「10名」と呼ぶ）その方がそろわぬと
申請ができぬわけですな。ということは、会派
を除いてごく一般に、どうにもおかしいような
話ならば成立はすると思うんですが、今、ほか
の自民党会派さん以外は10名集めるには大変
だと思つてますよね。このあたりの数字は、あ
えて3分の1にせないかぬもんなのか。例え
ば、5分の1とかじゃいかぬわけですか。

○委員（松浦輝幸君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） だけん、これはあくま
でも、いや。いいですよ。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（松浦輝幸君） あくまでも、これは我
々はたたき台——これは、実際は相当悩みまし
た。でも余り少なくすると、もうあんまり簡単
だろうし、意味がないけんということで、じ
ゃ、30人おるけん、3分の1ぐらいいいかな
というような、これはまだたたき台ですので、
そこはだけん、各会派でも持ち帰って、皆さん
が5分の1でよかじゃなつかとか、2分の1で
よかじゃなかと言え、それはそれでいいと思
いますよ。

○委員（前垣信三君） わかりました。一応会
派に帰って、会派で相談をしてみます。

○委員長（上村哲三君） 今の、松浦委員に尋
ねますが、表現が簡単ということは、議員の数
が制限で少なければ、そういうのが乱雑に扱わ
れるというような意味ですか。

○委員（松浦輝幸君） そうです。

○委員長（上村哲三君） そういう意味です
か。

○委員（松浦輝幸君） そういう意味です。

○委員長（上村哲三君） 2人とか3人なら、
もういっぱい出てくると。それはまた迷惑な話
だという……。

○委員（松浦輝幸君） 迷惑な話って……。

○委員長（上村哲三君） そういう理解をし
たらいいですか。

○委員（松浦輝幸君） そうです、そうです。

○委員長（上村哲三君） なら会派内で。

○委員（松浦輝幸君） そういふことです。

○委員長（上村哲三君） そういう理解だつた
ですね。私もよく理解できませんでした。今ち
よつと。

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） この政治倫理条例とい
うのはですね、非常に難しいといひますか、改
正するとなると、相当なエネルギーがなければ
ならないと思います。というのは、これを策定
されるときに、前回の議会運営委員会です
ね、つくられるときに相当長い期間かけてです
ね、検討をして、この政治倫理条例ができた
という報告がありました。

ですから、一つの意見としてですね、案とし
て、——それからですね、先ほど、この高裁の
判決ですね。説明なかったですけども、この⑤
番から⑧番までですね、つまり、この⑤番とい
うのは、2親等規制を認める条例がほかに存在
することをもって、本件倫理条例の2親等規制
が適法であると認めることはできない。本件政

政治倫理条例第4条の2親等規制は、憲法上保障された経済活動の自由及び議員活動の自由を制限できる合理性や必要性が認められず無効である。無効である政治倫理条例に基づいて、議会が警告決議を行い、市長が警告措置を取ったことは、違法である。

これが、今争われて、最高裁に行くだろう。その判決がどうなるかはまだ出てないわけですが、つまり今の3親等が本当に適法であるかという検討もしなければならぬわけですね。ということは、つまり八代市の政治倫理条例が3親等と決めておいて、それに抵触したからといって裁判がなされた場合の判決がこのように出てくるということになれば、違法になるわけですから、その辺の検討も要るだろうと思います。

それから、幾つかの政治倫理条例の中で、今、改正案、——私、自民党ですから、私が余り言うわけはいかないんですが、例えば対象者ですね、市長及び副市長及び教育長とあります。これにですね、よその、他市の場合に病院管理者を入れているものがあるんですよね。これはなぜかという、病院管理者、つまり薬品の取り扱いとかあって、なかなか競争入札が難しい部分がある。しかし、それを購入する執行権がある。1回、多良木病院で不正があってですね、摘発されたということもあって、病院管理者をこの対象者に入れている市もあります。教育長を入れている市もあります。

それから、先ほどの200分の1と100分の1ですけれども、つまり八代市の場合、考えたら、今大体約11万人ですから、有権者が。100分の1の場合は1100人になるわけですね。これを200分の1にしようとする、550人と。550人の署名があれば直接請求ができるということになります。

で、今、熊本市が政令指定都市になって、今50分の1にしようという動きがあつとるわけ

ですが、そうすると、なかなか熊本市ですね、50分の1といたら署名が集まらないですよ。ですから、これもかなりの争点になっております。

これについてもですね、各市いろんな決め方があります。また、3親等のところの、いわゆる遵守事項。今、この案では、遵守事項を今度は辞退しなければならないというような格好になるわけですね。それが議員の数の3分の1、これも各市によって違います。

ですから、私はこれを恐らく相当な時間かけて検討していかなければならぬだろうと思うんですが、もし条例改正をするならばですね、その横並びのですね、やっぱり他市の状況というものも一つの資料としてですね、つくったらどうか。

で、会派が提案するわけですから、提案会派がそれをつくらなければならないのか、議会事務局をお願いしてつくるのかというのはどうかよくわかりませんけども。そういう他市ですね、熊本県内、私もインターネットでちょっと、6市か7市ぐらい見てみましたが、いろんな組み方をしております。ですから、それを横並びの表にしてですね、対象者は市長、——議員、市長、副市長、教育長というところがあります。それに、病院、さっき言いました病院管理者を入れたところもあります。そういうのをどういうふうに解釈していくか。

100分の1がいいのか、200分の1か、そういう150というところもありますし、それはどうなのかとかですね。

それから、議員の3分の1以上というのも決めているところもありますし、そういったのはどうなのかという一連の、横並びの表をつくってみたほうがより理解しやすいんじゃないかというふうに思っております。意見としてです。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） お尋ねをいいですか。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。ちょっと松浦代表のほうにお尋ねをしたいというふうに思うんですが、2ページの市工事等の請負等の制限という部分で、売上総額の100分の20を超えることが見込まれるときという、その根拠ですね。100分の30とか、40とかも（委員松浦輝幸君「2割ですね」と呼ぶ）あると思うんですが、はい。2割という部分と、今回は辞退をしなければならないと。今までは努力という部分だったんですが、今度はそういうふうにしなさいというふうに変えられておりますが、そのあたりの根拠の部分をもう少し詳しくお聞かせいただきたい。

○委員（松浦輝幸君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） なぜ1年間の、例えば、私なら私が受けるとして、松浦組でよかです。松浦組が年に、1年間の請負額をするとすっですね。そしたら、その20——2割、2000万になるかな。2000万の、逆に言えば、工事は公共工事だったってできますよという、そういう生活権を与えぬといかぬというのが基本なんです。それと、それを超えるようであれば、もう市の発注、要するに公共事業の発注工事は辞退をしてくださいということなんです。1番の100分の20を、売上金の100分の20というのをここに入れたのは、やっぱり生活権を与えぬといかぬというのが一番の理由でございます。そうしたら、もう2000万の、たとえ1億の総請負額があったら、市の発注工事の2000万までしてよかばってん、それ以上の入札にはかたらんで辞退してくださいということなんです。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。これは3割では

いけない理由というのは何かありますか。

○委員（松浦輝幸君） うん、ちょっと。

○委員（大倉裕一君） なぜ2割という部分なのか。その根拠ですよ。

○委員（松浦輝幸君） いや、ちょっと。はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） だから、その根拠というのは、これは、ただ根拠は先ほど言ったように生活権を与えようというの。これは20にしたっちゃ、30にしたっちゃ、よかです。皆さんの、それは今からの、これはたたき台です。そこんところはちょっと、みんなで考えればいいんじゃないかな。

で、我々は適当として20というのは、その根拠というのは生活権を与えるための根拠であって、例えば、1億なら1億、さっき言ったごと、1億の総請負額があったら、まず、2000万の仕事をやる。公共事業できるけん、2割が一番いいかなというようなことです。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。提案されるに当たっては、根拠があって提案をされたのかなと思いましたので、お尋ねをさせていただいた次第でした。

○委員（松浦輝幸君） ちょっと待て。

○委員長（上村哲三君） ほかに意見はありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） まだよろしいですか。

○委員長（上村哲三君） はい、よかですよ。

○委員（前川祥子君） 八代市の政治倫理条例の改正案が出たということは、特に私なんかまだ議員として短いんですけども、不透明な部分がきつとあるんじゃないかなと。そのために、こういった条例案が出されたんじゃないかなと

いうふうに感じております。熊本市あたりは、オンブズマンが精力的に活動されていて、倫理に入り込んでの権限を持っていらっしゃるようですが、八代においてはそういうオンブズマンがおりません。ですから、こういった市民とか、議員においても権限を与えるという形では非常にいいやり方ではないかなというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、意見の出ない方もいらっしゃる、大変難しい問題ですからですね、いろいろ意見があるようですので、本日の協議結果を各会派にお持ち帰りいただいて、各会派でも協議を深めていただいた上で、次回再度御協議いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。なお、先ほど松永委員のほうより御指摘がありました他市の事例とか、そういう関係は事務局のほうで資料をそろえさせて、次回に提出をさせたいと思いますので、それをもとにまた御協議をいただきたいと思いますというふうにお願いしておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、御異議なしと認め、そのように決しました。

◎議長の諮問に関する事項（議長選挙におけるマニフェストの導入について）

それでは次に、（２）議長選挙におけるマニフェストの導入についてですが、本件については前回導入に関しての賛成、反対の意見があったところです。また、議論の——論議の中で議長選挙において、立候補制を導入して所信表明を行うことも含めて、各会派に持ち帰りい

ただき、再度御協議いただくとのことでしたので、きょうは各会派で御協議いただいた結果について御報告いただきたいと思います。その前に本件に関連しまして、議会における選挙での立候補の是非に関する資料がありましたので、議会事務局より説明を求めたいというふうに思います。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井議会事務局次長補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） お手元の資料でございますが、議会における選挙での立候補の是非というコピーがございます。ございますでしょうか。こちらでございますが、現在、全国市議会議長会のほうで法制参事をされております廣瀬和彦氏の著書で、議会運営ハンドブックの一部でございます。

まず、議長、副議長等の選挙の際に、立候補することが許されるかという質問に対しまして、議会における選挙については、地方自治法において立候補制が準用されていないので、立候補制を用いることはできませんという回答がなされております。これは、地方自治法第97条に基づきます議会における選挙、これにつきましては、地方自治法第118条が適用になります。したがって、公職選挙法第46条第1項及び4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定が準用されることになります。

つまり、議会における選挙に当たりましては、立候補に関する公職選挙法第86条等の規定が準用されていないことになります。よって、議長等に就任を希望する者が立候補を届け出ることはできないということでございます。

このように規定された理由といたしましては、まず①に書いてありますが、選挙権と被選挙権を有する者が同一であること、次に②選挙

権を有する者が当該議会の議員に限定され、一般の選挙に比べて少ないため、各議員の能力や識見等を当該議会議員が了知している等が考えられるとされておるところでございます。また、議会における選挙の手続中に、立候補制に伴う推薦演説を行ったり、自らの信条を述べたりすることは違法な手続となると説明されております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま事務局から説明がありましたが、一応今の、ただいまの報告も含めてですね、各派代表、持ち帰られた件も含めて御意見をいただきたいと思います。

それでは最初に、自由民主党絆の松浦代表、お願いしたいと思います。

○委員（松浦輝幸君） はい。ただいま詳細に説明がありましておりですね、地方自治法でもそうした立候補制というのはやはり許されていないということでもありましたが、我々としては今までどおりですね、やはり指名推選、そして、それができなれば、やはり議会で投票をします。今までどおりでいいということで決まりました。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい。次に、自由民主党礎、太江田代表をお願いします。

○委員（太江田茂君） はい。今までどおりでいいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい。次に、自由民主党和田方代表、お願いします。

○委員（田方芳信君） はい。今までどおりで結構です。

○委員長（上村哲三君） はい。次に、改革クラブの亀田代表、お願いします。

○委員（亀田英雄君） どこか、私たちが視察したときに、こういうことで取り組んだる市議会があったんですよ。だから、そういう意味

で、私は、うちが提案したかはちょっと今不明なんです、市民クラブのほうからですかね、ですかね、提案していただいたんですが。そげんかたかつじゃなくて、議長選挙に私はこういうつもりで出たいというぐらいの取り決めだったと思っております。違法にならでけぬ話やけんですね。その取り組みは別として、そういう意味でですね、取り組んでみたらどうかと。議長にこういうことでなりたいんですよ。立候補しますよっていうことですね、新たにそういうことで取り組んだらどうかという意見がありました。

○委員長（上村哲三君） はい。次に、市民クラブの大倉代表。

○委員（大倉裕一君） はい。資料のほうではですね、議会の選挙での立候補が許されていないという形で説明があったんですけども、議長になられた後においても、開かれた議会とか、議会改革をしたいとかというふうなお話をよく聞くわけですけども、それが具体的に何をどうされたいのかという部分がわからないよという意見があったんです。

で、そういう意味も含めて、先ほど亀田委員のほうからもありましたように、議会改革の先進地を視察したときに、議長を選出する際にマニフェスト、具体的にこういうことをやりたいというものを議長のほうから出されているということもありまして、うちの会派のほうからも議会改革の1項目として上げさせていただいたところですよ。

うちの会派のほうからは、ぜひ議長になられてからでも構わないので、議長がどういうふう
にこの市議会を持っていきたいのかという、その部分をですね、より具体的に示していただきたいという意見が出ております。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、最後に新生会の藤井代表、お願いします。

○委員（藤井次男君） はい、現行どおりで

す。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、少し今、各代表から出た意見をまとめてみたいと思いますが、提案された市民クラブの大倉代表とすれば、まずは議長の選挙を行う段階でのマニフェスト導入という話で最初は来ておったというふうに思っておりますが、今報告いただいた分では、議長になられた後の所信表明でもっと具体的にというような意見でしたが、そういう理解でよろしいのでしょうか。となれば、もう立候補制の問題とか、今回、きょう議題に上がっている話はちょっと別の問題となってしまうわけですが。（発言する者あり）はい、大倉委員どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 立候補制を用いることはできないというものを前提にした場合に、その場面というのはなされる前、なられた後、いろんな場面があると思うんです。そういったところで、その出すポイントというのは選択が、もし導入をするとすれば、そのマニフェストを示す時期というのは選択ができると思うんですけども、その具体的なものを、どうしたいかという具体的なものを出す方針をぜひ取り組んでいただきたいという趣旨で御理解をいただければと。

○委員長（上村哲三君） まとめたんですけども、もうちょっとわかりにくかったけど。

はい、大倉委員。（「意味がわからぬ」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） まず、選挙立候補制は無理という解釈の文が出てきました。立候補制はまず難しいだろうと。ただ、その議長になられる前か、なられた後、その候補者となる部分があると思うんですけど、その時点で具体的なものをですね、出していただきたいと。なかなか今の時点、現状としてはわかりづらいよという意見がありましたので、もしそういうふうに取り組みが進められるのであれば、議長になら

れる前でも、なられた後でもよかけんが、マニフェストというか、その方針を具体的に示してほしいという意見がありました。

○委員（松浦輝幸君） 委員長、よか。

○委員長（上村哲三君） いや、ちょっと待ってください。もうちょっと取りまとめのしにかばってんが。今、代表者の話を、意見を聞いたところは大勢の流れは現行でいいということで、立候補制は導入しないというふうな流れだったと思いますが、導入しない場合は、だったら、出る時点というのの判断をどうするのかですたい。そこね。その時点か、なった後でもいいというのであれば、そのなった後はわかりますよね。議長の場合には、あいさつがあつて、所信表明を今しておりますね。ただいま当選しましたちゅうことでやっていますが。だから、出る時点というのはどういうふうな判断をすつてですかね。そこんところをみんなが理解できんとかじゃなかろうかと思う。（「小会にしたがよかつじゃなか」と呼ぶ者あり）はい。小会にしますか、ちょっと。じゃ、ちょっと小会にしましょう。ちょっとそこんところば、もうちょっと具体的に言うてもらわぬと、みんな理解できぬ。おいもまとめ切らぬ。

（午前10時42分 小会）

（午前10時50分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

議長選挙において、立候補制を導入して所信表明を行うことについては実施しないことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。（「これでよかつじゃなかね、今のままで」「今、採決したけんよかでしょう」「そんままいってよかつじゃなか」

「委員長が宣告されたけん、必要ないですよね」「取り下げに決定たい、引っ張って」「こんなときによろしいですかと言えばよか」「もう一回小会にせぬか」と呼ぶ者あり)

ちょっと小会にします。

(午前10時51分 小会)

(午前10時52分 本会)

◎その他(電子採決システム導入等について)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

それでは次に、2、その他(1)電子採決システム導入等についてであります。このことにつきましては、前回2月20日開催の議会運営委員会において、各議員の賛否表明については必要、不必要の意見があったところでございますが、議会報での賛否表明が基本であったことから、整理して議事を進行する意味で、このことを各会派で協議願うことで、各会派で持ち帰りとなっていたところでございます。

ついては、御協議いただいた結果について、御報告いただきたいと思います。

それでは、最初に自由民主党絆、松浦代表をお願いします。

○委員(松浦輝幸君) はい、もう簡単に言います。

うちは、どうせ議員の自分の可否というのはやはり市民の皆さんに堂々とあらわすべきということからですね、やはり電子採決システム導入、ぜひしてもらいたいということです。

○委員長(上村哲三君) はい。次に、自由民主党礎、太江田代表をお願いします。

○委員(太江田茂君) はい。これは、賛成、不賛成をはっきり意思を定めるためにもやっていただきたいと思います。

○委員長(上村哲三君) はい。次に、自由民主党和の田方代表をお願いします。

○委員(田方芳信君) はい。私のところも、この機械を、導入をできればしてほしいです。

○委員長(上村哲三君) はい。次に、改革クラブの亀田代表、お願いします。

○委員(亀田英雄君) はい。機械を導入してするようなものじゃないというふうに意見があつとります。採決は、議会として、議会の意思としてこうなったということがですね、採決の結果ですから。個人の採決をするのかもどうかという意見もありましたし、それを機械を導入して、それをあらわすことについてはいかがなものかということです。

○委員長(上村哲三君) はい。次に、市民クラブの大倉代表、お願いします。

○委員(大倉裕一君) はい。税金を投入した電子採決システムの導入については、反対をしたいということでの意見があつとります。

○委員長(上村哲三君) 個人の賛否については。

○委員(大倉裕一君) 個人の賛否については、議会の意思決定ですので、個人の賛否については必要ないという意見でした。

○委員長(上村哲三君) 最後に、新生会の藤井代表をお願いします。

○委員(藤井次男君) はい。議会が特別委員会などをつくって、議員2名を削減をしたし、また、費用弁償あたりも削って、なるだけ経費がかからないようにちゅうことで協議をさせていただいたところですが、やっぱりこの電子採決システムについては、個人的にはっきりするのはやっぱり手を挙げて賛否とったほうが一番はっきりするんじゃないかと思います。

それで、電子採決システムのこれについては、私たちは現行でいいということに結論がなりました。

○委員長(上村哲三君) はい。これに関しまして、これは議会広報での賛否表明が基本であったということから、広報委員会の委員長がおりますので、委員長の意見を少し拝借したいと思いますが、お願いします。

まずは、広報委員会委員長。

○委員外議員（増田一喜君） 一応、情報公開という点で言われておまして、広報委員会のほうにもその旨を言われて、委員会の中でもすね、それは大事なことだということで公開しましょうという形になります。

ただ、皆さん、一応ですね、選ばれてこれています。自分の支持者の人たち、あるいはほかの人たちに自分の意思決定がどうであったかということをお知らせにゃいけぬのだろうということですね。今言われたのは、それは議会で決定したことであるから、個人的にはというお話もありますけども、やはり選んだ人たちは、自分が選んだ議員さんはどう判断されたのかというのを知りたいということがあって、やはりそういう問題が出てきたんじゃないだろうかと、私は考えておりますけれども。

その中でですね、一応広報紙に書くとなった場合には、どなたが手を挙げられたか、それがわからない。インターネットを見られている人は、その中で大体判断されるんだろうけれども、全員が持っているわけじゃないですからね。やはり広報紙によって、市議会だよりによって、それを知られるという部分があるから、やはり個人的な採決ですね、賛成反対という表明はせにゃいけぬということで、委員会ではなっております。

で、委員会のほうでは、それを議運のほうにお願いして、採決、それをあらわす方法ですね、それが何がいいのかなと。手で書いて出してもらうとかですね、議会が終わった後にですね、表でもつくって、それに書いて出していたくとか、そういう案も出しましたが、一番いいのはやはりあの中でも、皆さんが傍聴に来ておられる人たちもぱっと見れるように、電子入札——電子この投票ですかね、この方法が一番わかりやすいんじゃないかなと。事務局のほうも、その集計するのには大変ですからですね。

だから、そっちの機械を導入したほうがいいだろうと。

まして、行財政の改革で非常に削減しておりますから、その分でちょっと回してもらえればいいのかなという部分がありますので、できれば電子採決ですね、の導入を広報委員会としてはお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、ただいまの御意見をもとに協議をお願いしたいと思います。御意見ありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井次男君） 先ほど申したとおりですな、やっぱり個人の態度をはっきりするのは、自分でちゃんと手を挙げたり、あるいは物を言ったりするのが、一番私は効果的と思うわけです。

電子で、わずか34人しかおらぬとですけん。わずか34人、かんずるとは、議長がかんずるとはすぐわかるわけです。それに対して、電子まで入れて1000万以上かかるんじゃないかと予想するわけですが、それはちょっと削減したほうがいいというふうに、うちの会派じゃ話をしました。

○委員（田方芳信君） よかですか。

○委員長（上村哲三君） はい、田方委員。

○委員（田方芳信君） 今、確かに藤井委員が言われたともわかるんですけど、逆にその機械できっちりとだれが丸バツ、賛成反対ちゅうのを出すということで。まず、立って、じゃあ賛成反対、賛成が何人だったと。事務方はとれんじゃないかなとは思いますが、だれが立ったの、座ったのちゅうことですね。だけん、そういった面とか、逆にまた今後、議員削減することも今、来年から決まっております。そういった部分の中で考えれば、この機械を入れることで1回1000万なら1000万使っておけば、もう10年か15年かは使える機械だと

思うとですよ。長く使える機械ですから、1回投資すれば長く使える機械だから、私はいいんじゃないかなと。そこではっきりすることも必要じゃないかと思いますけど。

○委員外議員（増田一喜君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。松永委員。

○委員外議員（増田一喜君） 広報委員会のほうでこれを行っているのはですね、個別の、個人の表決を知りたいというのが、その目的にあってですね、皆さんにお知らせするということがあったもんだから、それをするためにはどうしたらいいのかということですね。表決は、もう皆さん起立なり、挙手なりでされます。あるいは記名でしたりとか、いろいろ方法はあるでしょうけど、それを市議会だよりに掲載の場合にどうそれを記録していくかちゅうことがあるからですね。

それが広報委員会としては、一番目的があって、職員さんが1人、あの人が立ちましたとか、あるいは手挙げました、いや挙げなかった、座ってたとか、そういうのを調べていくのに、あの34人の中でもずっと記録するのに少し時間がたつと。そうすると、もし賛成で手挙げられた、でも、手挙げて、ものの数秒でぽっとおろされたら、もう数えるときには、あっ、おりてる、じゃ、この人は違うのかなって。そういうふうな間違いがあるということで、機械的にやったほうがいいと。そして、その記録が残って広報委員会のほうにそれを持ってきてもらって、それを紙面に出していくという方法が一番最適じゃないかなということでお願いしているところでございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） また、重ねて言うですが、議長さんが上から眺めてですたい、これは

委員会も同じこと、議会も同じことですが、今まで間違えられたことがありますか。34人の中で採決して。そういうことはありますか。34人の中で。それは見とって、あん人は手挙げらした、こん人は手挙げらしたと、見ればちゃんとわかるこつであってですな、何もそれを導入してどうこうちゅう。やっぱできるだけ経費を削減をするということと、そこまでせぬてな、ちゃんと、採決は年に1回か2回しか——いや、4回か5回しかなかったけん、そっでんよかつちやなかかという持ち論です。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） どうも意味のわからぬとこのあつとたいな。議会はちゃんとでくつですね。反対、賛成、多数とか——賛成多数とか少数とかいろいろでくるばってん。個人ていう、我々が言いたいとか、市民の皆さんが我々に言われるつとは、例えば、一議題に対して、あたはどぎゃんしなった。賛成したつな、賛成せぬ、どぎゃんしたつなというのを知りたいというのが基本なんです。議会が賛成だった、反対だったじゃなくして、個人、我々議員一人一人がその議題に対して、賛成したのか反対したのかがわからぬというのが、まず原因です。

で、私はそれはごもつともだと思うとですよ。やっぱり我々、代表として、市民の代表として来たら、やはりぴしっと自分の姿勢というのは、反対か賛成か、これはあらわすべきだ。それは市民の皆さんに知らせるべきだと。

そういうことを考えたらですね、やっぱりこの電子採決システムが一番間違わぬとですよ。

それと、経費を経費をと言いますが、そいば言えばですね、これは物の考えよう、これは何十年となる。何十年と、やっぱり後からです。中長期にわたったら、ああ、本当によかつを入れらしたなど。ほかの、後で上がってこられる議員さんは、必ずそう言われると思います。た

だ、今、我々が言うならば、今のあいさつ運動あたりに560万円や何やかんや立てるよりも、こっちを入れた方がいいですよ、物の考え方。

すると、我々はちゃんと費用弁償も削減しとるし、研修費も削減しとるし、いろいろとやっぱり議会の運営に対しては、汗をかいて、なるだけ経費のかからぬごてしてきとっとですけん。私は、この電子採決システムぐらい入れてやってもいいと、そういうふうな考えを持っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかの委員さん方、ありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） このことはもともとです、私も広報委員会におりましたので、要するに議会改革の一端として、個人の採決による判断ですね、それを透明性を来そうじゃないかということから出てきました。要するに、だれが賛成し、だれが反対したかがはっきりわかるように広報紙に掲載したいと、取り上げたいということ、そういうところから持ち上がった話です。

ですから、前に政務調査費の閲覧も透明性を来すためにしたらどうかという意見で決まりましたが、それと同じようなことだと思います。

そして、もちろん積極的に公開することにおいて、個人の責任も持つことにもなりますし、それはやはり議員の向上にも、質の向上にも私はつながると思っております。ぜひ、電子システムは幾らかかるかというのは、ここでは多分わからないことだと思います。それはまた別の問題として、まずはそういった個人の賛否の反対か賛成か、そのことについての掲載は、私は今後は議会改革の一つとして必要だと思っております。八代市は、ぜひそれをやらなければい

けないと思っております。

以上です。（「小会しようか」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） 済みません。委員長、よかですか。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） それは議案次第じゃ、悩んでですたい、寝られぬごて悩んで考えて、議員それぞれの責任において表決に臨むとですけん。個人の、それはもう責任が重大という認識は十分持つとって皆さんすっと思つとですよ。

そこにおいて、そこば、質の向上とか何とかちゅう話じゃなかと、私は思うとですよ。

で、議会は結果としてこういう採決をしたと。で、微妙な結果が予想される案件に対しては、議長はそのときに応じた採決の仕方ばとるわけでしょう。で、個人がどうあったという話より、私は、議会として、こうした結果を下したというほうが大事です。個人の表決ば、こげんして出すことが何の意味のあつとかて、私は思いますね。

以上です。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） 亀田委員が言われたとおりだろうと思います。議員はそれぞれの立場から出てきているんですけども、これはややもすれば、市民迎合の政治ということになりはしないかというふうな感じもするわけですね。ですから、これは議会が決定したことが、もうそれは決定ですから、その表示、こういう何ですかね、電子採決システム導入、これについては私はあくまでも反対です。

そして、今、藤井委員も言われましたように、これから議員をずっと削減していきます。それと同時に、経費——金は、収入は少なくな

るというふうな状況を考えるならばですね、これについては反対です。

○委員（松浦輝幸君） よか。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 今、亀田委員がちょっと言われた、責任持って、だれでも責任持つてくっじゃなかです。（「うん」と呼ぶ者あり）だったら、だったら、本当に我々だって悩むときがありますよ。だったら、自分が1か2か、丸か掛けるかだったら、堂々とよかつちなかですか。当然そぎゃんすべきですよ。

で、それば、議会がそれは答え出すけん、よかちゅうとは、私はどうも理解でけん。というのはですね、やっぱりそれだけ責任を持つことによつて、さっき前川委員が言うたごて、それは失敗もしますよ、確かに。失敗はある。これはこうだったなと。そこは市民の皆さんのいろいろ意見も聞きながら、自分はこのときは丸と、ぎゃん思うたけん、こうしたと。そこが、ああ、そうか、そういうとこ、考えもあつたつかということですね。そして、それは言われるように、議員も成長していくし、当然、その姿ちゅうとは、市民の皆さんにはやっぱりぴしっと出すべきです。これが基本なんですよ、私はそう思うとつとです。

だから、それをするには一番ごまかしのきかぬちゅうとおかしかですけれども、一番電子採決のほうが一番わかりやすかけん、これは入れろと。そして、我々はちゃんと議会費なんか削減に汗出しとつと、汗流しとつとだけん、経費ばあんまつか何とかて言わぬでも、ちゃんとしよっじゃなかですか。このくらいの、仮に幾らかかるか知らぬけども、私は入れるべきだと思いますよ。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 私も透明性がないからですね、会派や党に流れてしまうと思います、

自分の気持ちか。だから、本当に責任を持たせるのであれば、私は個人名をはっきり出して、賛成か反対かを出すべきだと、そう思っております。

○委員長（上村哲三君） 積極的に公開せろということですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 逆にですたい、そいばせぬば、そいが責任の持てぬとか話に聞こえてならぬとですたい。じゃなくて、さっきから言うごて、責任を持ってしよつとですよ。そいば、出すとばせぬば、責任が持てぬという話に聞こえてですね、どうも不思議でならぬとですたい。

○委員（松浦輝幸君） ごめん、よか。はい。

○委員長（上村哲三君） ちょっと待ってください。その前に藤井委員が手を挙げられとつた。藤井委員。

○委員（藤井次男君） 松浦委員に反論するわけじゃなかつですよ。実は、あた、自分が手挙ぐる、挙げぬな、これは団体じゃなかつでしょう、議会じゃ。やっぱり自分が思うけん、手挙ぐつとだけんことであつて。なら、ぬしも挙げろて請求すつわけじゃなかつでしょう。自分な堂々と賛成ですちゅうて挙ぐつとだけん。それは個人個人の問題であつて、それば、議長がかんずれば、あた、34人しかおらぬてあた、すぐかんぜらるるわけだもんだけん。

そつで、そこまで金はいれなくてもいいんじゃないかと。前回かな、前々回かな、システムの中で1000万ばかりかかるごたる話をさしたろう、たしか。（「うん。1000万で聞きますね」と呼ぶ者あり）なあ。そつで、言いやるわけ。経費を引いたら、どやんかと。

さっきも言うたごてですな、それは本人な堂々と手を挙げると。なら、こけ前川委員がおる

けん、前川委員、あんた挙げないよていう、こういう言い方はせぬと。ちゃんと自分の意思で手を挙げるわけだけん。何も人の力かって、なれば、そん人が明快にせぬかと。明快にしとるけん、手挙ぐるわけ。それはちゃんと、そのほうがかえって明快じゃなかですか。手挙げて、堂々とやったほうが、かえって。あの人は堂々と手を挙げらしたと。それは議会の中にもそういうことはたびたびあります、うちの会派でもですな。そぎゃん人は堂々と挙げてよかったもん。て、私は思います。私の意見です。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） また私も反論じゃなかです。堂々とそれだけ挙げてきて、そしたら、何も別に自分の情報公開というのを、何も別に堂々と出してよかじゃなかですか。

○委員（藤井次男君） 堂々と挙げよつとです。

○委員（松浦輝幸君） そいけん、挙げたぐらいじゃ、事務局はだれがだれて書か……、なかなかなかけん。これだったら、例えば、藤井委員はこの議題のときには丸だったけどと、ぱっと出っじゃなかですか。これをやっぱり市民の皆さんも特にそうですが、特に今、広報だけの問題じゃなかです。私は、やっぱりこれは市民の、自分の、有権者でん同じ。有権者からだったってな、何でぬしゃあ、あぎゃんやって立って賛成したかとも言わるっかもわからぬですが、それが議員のさっきの成長につながっていくです。て。（「いや、それは」と呼ぶ者あり）個人情報ばせんばんですよ、ぴしと。

○委員長（上村哲三君） どうぞ、藤井委員。

○委員（藤井次男君） よかですか。

それは手挙げたけんて、電子採決システムで賛成反対したけんちゅうて、別に何も個人の意思はちゃんと手挙げて表明しとつとですけん。電子採決システムが、必ずしも自分の表明か

と、それは違うですよ。やっぱり手挙げることによつても、自分の表明です。

それをですたい、議長がちゃんと、さっからも言うたごてかんじえて間違うたことのあつてすか。34人しかおらぬとだけん。それは私はそぎゃん思います。そこで……。 （「小会にして」と呼ぶ者あり）

○議長（古嶋津義君） はい。

○委員長（上村哲三君） 古嶋議長。

○議長（古嶋津義君） はい。私もなるだけということで、広報委員会を傍聴させていただいております。その中でですね、この電子システムというのが出てきたところであります。これは、広報委員会で先進地等を視察をいたしますと、ほとんどのところが広報紙の中に、議案一本一本に個人の賛成反対、可否の状況が載っております。これは、あくまでも公開が原則ということの大きなことでやっておられるということ聞いております。

その中で、先ほど藤井委員が言われましたように、一人一人、議案によつては違いますが、起立採決、あるいは挙手採決というふうに賛否をとっております中で、早く手を引っ込められる方、また早く座られる方等もあります。その中で、数はいいんですけど、どなたが正確に賛成だったのか、反対だったのか、事務局とっておりますけれども、仮に広報紙に掲載をした場合ですね、間違えて載せたということになれば、大変なことだろうということ。

その中でこの電子採決システムを導入をすれば、記録が残るということで、その証拠が残るということで、この話は広報委員会に出てきたというふうに私は理解をしております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい。皆さんいかがでしょうか。いろいろ意見がね、まだいっぱい出てきてあるようですのでですね、あんまり短絡的にこのことを採決していくんではなくてで

すね、もうちょっと時間かけてやりましょうか。（「うん、そぎゃんしてよかと思います」と呼ぶ者あり）

○委員（前川祥子君） いいですか。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 一つですね、前の広報委員会もですね、今、議長おっしゃったように、個人名を載せて、賛成か反対を載せたいという意見でまとまったんです。私は今回、委員をおりまして、やめましたけども、今の広報委員会でもそれがまとまってきているので、上がってきてるんです。だから、これは広報委員会の要望だというふうにぜひ考えていただきたい。その点で、まとまっているので、上がってきてるんだということをぜひ認識していただきたいと思います。なぜ透明性にできないのかというのが、ちょっと私としても、この点が不可解です。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい。（発言する者あり）いいえ、もういいです。きょうはこの程度にしておきましょう。

ちょっと委員長として、少しまとめさせてもらいます。今回、議題に上がっているのは、広報委員会の中で、個人の賛否をぜひ載せて積極的公開をしたいという話で、このことが議運に諮られてきていると思います。ただ、今、議題に上がっているのは、電子採決システムを導入するかどうかのきょう議題でございます。この件に関しては、前回、前垣委員からも別の確認の仕方があるんじゃないかというふうな御意見もあったというふうに思っております。その件も含めてですね、もう一回持ち帰っていただいてですね、御協議をいただいた上でこの電子採決システム、またほかの確認方法、そのあたりも含めてなるべく広報委員会の意思に沿った形でですね、議会のほうでまとめていただければということも含めて考えてきていただければ

というふうに思いますが、いかがでしょうか。よかですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、いろいろ御意見があるようですので、本日の協議結果を各会派に持ち帰りいただき、電子採決システム導入等については、各会派でも協議を深めていただいた上で、次回再度御協議いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他（委員長報告書の作成について）

○委員長（上村哲三君） 次に、（２）委員長報告書の作成についてですが、前回の論議として、委員長が今まで以上に深く関与することによって、各会派に持ち帰りいただき、再度御協議いただくとのことでしたので、きょうは各会派で御協議いただいた結果について御報告いただきたいと思います。

その前にですね、事務局より、現在の委員長報告についてのやり方の手法を整理させてありますので、説明を求めたいというふうに思います。で、よかったね。今までの現行のやつで。

嶋田係長。

○議会事務局次長補佐兼議事調査係長（嶋田和博君） はい。議事調査係長の嶋田でございます。臨時会等における委員長報告作成事務の手順について、簡単に御説明申し上げます。

A 4の1枚物でお手元にございますか。

先議案件や臨時会等においての議案で、委員会付託がなされた場合、同日の本会議採決を要する場合、スピード感が必要となります。このような場合にですね、事務局として、委員長報告の作成までにこういった手順を踏んでいるのかという点について、御説明申し上げたいと思います。

先議や臨時会において、委員会が開催されます。これは本会議に上程された後の本会議休憩中ということになりますが、この委員会が終了後、担当の書記が、委員長報告に使用する部分について、いわゆる主要な部分について、テープ起こしを全文記録で行います。このテープ起こしに要する時間というのが、大体報告書作成に至るまでの6割強を占めているものと思われます。このテープ起こしについては、その主要な部分というのはどういうふうに判断するかというと、通常、書記の主観によりますが、委員長のほうから御指示をいただく場合もございます。

で、テープ起こしが終わりますと、早速委員長報告書の案作成に入ります。これについては約30%程度の事務量と思われます。その後、書記による委員長報告書案ができ上がりますと、これについて事務局内で決裁を経ることになりますが、その主な精査内容としましては、例えば、複数の論点があった場合に、その選択した論点が適当かどうか、あるいは質疑、答弁がしっかりとかみ合っているか。賛否両論があった場合については、その取り上げ方について、バランスに配慮されているかどうか。また、字句等の表現は適当かどうかなどについて、総合的に精査をし、議事調査係長、総務係長、次長、局長の決裁を経て、念のために執行部のほうに事業名や数値等について間違いないかどうか確認作業を行います。

その後、委員長にたたき台として御提示し、そして、そこで指示のあったものについて修正、打ちかえ等を行って、委員長報告の完成ということになります。

ちなみに、さきの3月定例会において、建設環境委員会に付託されました案件について、具体的な事例を申し上げたいと思いますが、委員会開会が13時23分で行われました。そして、閉会が14時08分、この間、45分間の

審議をいただいております。その後、テープ起こし終了が16時30分。約2時間と20分、テープ起こしに要しております。そして、そのテープ起こしをもとに委員長報告の作成をし、決裁を経て、委員長確認まで終わらせて、最終的に19時ごろに委員長報告ができ上がっております。この間、2時間30分。そして、その後、本会議再開が19時10分の、閉会同26分ということになっております。

この中でですね、テープ起こしにかかる時間が非常に、45分の会議に対して、その主要な部分をテープ起こしした場合でも2時間と20分を要しておりますが、これにつきましては、通常本会議録を作成する場合に、速記者のほうでおおよそ実際に開いた会議時間の10倍から12倍を要するというふうに言われています。すなわち1時間の会議を会議録として起こすのに10時間から12時間、速記者のほうで時間を要するというのでございます。

そういうことからしますと、委員長報告をつくるための粗のテープ起こしということで考えましても、5倍から6倍、そう考えますと、この建設環境委員会で45分間、これについて五、六倍の時間がかかっているというのは妥当なところではないかと思っております。

そういった手順でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま事務局の説明をいただきましたが、これについて各派で御協議いただいた結果について御報告いただきたいと思います。

それでは最初に、自由民主党絆の松浦代表、お願いします。

○委員（松浦輝幸君） はい。要するに長過ぎるというのが一番のあれでございまして、我々では委員長と一遍にですね、これでは総務係長、次長、局長決裁まで行ってからとあるんですが、一遍にですね、委員長、そして執行部を寄せて、そこで決裁というか、その説明をし、

そこで決裁を受けたら時間が1時間か2時間は短縮できるんじゃないかということです。

○委員長（上村哲三君） はい。それでは次に、自由民主党礎、太江田代表、お願いします。

○委員（太江田茂君） この件は、議会たんびに長うかかるな、長うかかるなちゅう、時間、思いがいたします。委員長報告については、あるときに私は、私が委員長しよつときに話しされたんですが、あんたが委員長だから、あんたが思いどおり言えばよかったというような話も聞きました。形式どおり、あれはこう、これはこうて全部発表しぐたあ要らぬ、仮に一議案に対して、委員長の報告では賛成多数で可決しましたとか、そんならいでいいんじゃないかろうかというような話もありましたので、余りにも時間ばかり過ぎて、この前の臨時議会等においては、約5時間、6時間ぐらい、何にもせずに会派室におったわけですが、そこら付近をなるべく短時間にしていだきたいちゅうことで、この意見が出てきておりますので、どうぞひとつ皆さん方も御検討願いたいと思います。

事務局のほうでは、それだけ難しい文言が入っておりますかな。どきやんですかな。（「会派の意見ですけん」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは次に、自由民主党和田方代表、お願いします。

○委員（田方芳信君） この件についてはですね、確かに前回、五、六時間ぐらにかかった記憶が私もございます。確かにどうやったら、また今後、皆さんと話しながらですね、短縮できるのかちゅうことをしっかりと考えてやっていかなければならないと思っております。事務方と、そして委員長、そして部長クラス、三、四人で決裁を出していくのか、そういった面も考えながら、今後やっていかなければならないのかなと。短くするためにですね。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 改革クラブの亀田代表、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） はい。時間がかかるということもあるんですが、この委員長報告のあり方ですたいね、私が一番問題にしたいのは。委員長報告と言いながら委員長報告ではないような、事務局の報告ですもんね、実際。

聞くとところによりますと、これは聞くとところの話ですけん。委員長は下見をせん、本会議場でいきなり読んだというふうな事例もあったというふうに聞きますので、委員長報告のあり方が問題だと思うとですよ。委員長が積極的にかかわって読まれ……、先ほど太江田委員のほうから言われたようにですね、委員長の言葉でよかと思うとですたい。

そして、あとは質問のあれば委員長が受け答えすつとですけん、受け答えをしきる責任のあれば、委員長報告はあり方は執行部は関与せぬでもですたい。どっかであったと思います、研修行った先で。これは委員長報告ですけん、執行部は全然関与せぬとですよという向きもありましたけん、そのような方向でできればなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい。次、市民クラブの大倉代表、お願いします。

○委員（大倉裕一君） はい。私も委員長報告書の作成という部分においては、委員長の、委員長報告のかかわりという部分が今回課題ということで上げられたのではなかったかなというふうに思っておりましたので、そのようなところからの意見になりますが、委員長報告については、委員長の主体性の中で報告書をまとめるべきだと。主になって委員長がまとめるべきだという意見になっております。で、事務局のほうについては、その補佐をしていただくということで、会派の意見というふうになりました。

あと、時間がかかる分についてということで

出ておりますが、時間がかかる部分の改善については、委員長が主体的にやることによって、その時間の改善もされるというふうな思いの中で、市民クラブの意見がまとまったところで、

○委員長（上村哲三君） はい。最後に、新生会の藤井代表、お願いします。

○委員（藤井次男君） はい。3人来ておりますけん、前垣委員のほうに。

○委員長（上村哲三君） はい。前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。基本的には、今、お二方がおっしゃった内容でいいと思うんですが、今、この臨時議会に伴う報告書作成事務の話聞いておまして、まずテープ起こし、全編テープ起こしをされると。これに物すごい時間がかかると思うんですね。だから、委員長さんが例えば、その審議の中で、これとこれについては報告せないかぬという内容をあらかじめ指示されると、そこの部分だけ、差し当たってはテープ起こしをすればいいと思うんですよ。全部拾うから物すごい時間かかるんですね。で、そのあたりをもうちょっと改善をされたら、前の時間が非常に短縮ができるんじゃないかなと。最終的には全部つくったものが記録で残されるんでしょうけれども、委員長報告でされる場合は、委員長さんとよく話をされて、こういう話はここはちゃんと報告しとこうかという内容をまず選んでいただいて、その部分だけのテープ起こしをされると、かなり時間は短縮になるんじゃないかなと思います。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま各代表から、御報告を伺ったわけですが、これに対してちょっと事務局のほうにお尋ねをしたいと思いますが、現在、先ほど説明のあった、この流れですよね。この中でやはりどうしても委員長報告に対する確認が必要という点で、これだけやっぱりテープ起こしから何からの時間がかかるんですか。何かただいま各代表から意見が

あった中で、何か事務局として問題ありというようなところがあれば、御指摘願いたいと思います。（「これはまだ、来らしたばっかりだいけんな」と呼ぶ者あり）

嶋田係長。

○議会事務局次長補佐兼議事調査係長（嶋田和博君） 今、前垣委員さんから御指摘のあった部分についてのテープ起こしですが、会議時間すべてに対して起こすものではございません。まず、執行部の説明部分、これもかなり量的には占めますが、この部分については基本的にいただけるものは原稿としていただいております。

主要部分というところでテープ起こしをするわけですが、それは執行部と議員さん方との質疑、答弁、御意見、要望等、そういった部分についてはできるだけ網羅する形でテープ起こしをするようにしております。これは、本会議場での議員さん方の委員長報告を受けての質疑等があった場合に対応できるようにということもあります。で、できるだけ、時間の許す限り、そういったテープ起こしのほうをですね。それはまた局内での決裁をとる場合の下資料ということにもなりますもんですから、主要部分というところで、できるだけ起こすようにしております。

○委員（太江田茂君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、太江田委員。

○委員（太江田茂君） 委員長報告の中で頭で、子細については……。 （「詳細については」と呼ぶ者あり） 詳細については、議事録に譲ることといたしましてと言ってから、またあるとだから、そこまで微に入り細に入り、こっちが説明せにゃんのかと。そこあたりがありますので、それをしゃいもってテープ起こしして文書をつくるので、それはあれだけの時間はかかるんじゃないかなと思うとですよね。で、最初から、もうお断りしとっとだから、詳細に

わたっては譲ることにしてと譲ってあるとだから、なかなかそこら付近までせにゃいかぬのかなと、私は疑問と思うとですよ。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） だれだったか、前垣委員さんだったかな、テープ起こしを全部という話じゃったんですが、これを見ますと、テープ起こし、要するに事務量の約60%強がかかっているわけですので、先ほど言われましたように、委員長さんがですね、ここは大事だなというところをまずチェックしてもらって、その部分をテープ起こしすれば、この時間は恐らく半分以下に私はできるような気がしてなりません。

そこでですね、テープ起こしが一番問題だなと、これから見ると思いますので、委員長さんは御苦労さんですけども、自分の、ここが大事というところをチェックして、そして、委員長報告作成のときに、事務方とその話をし、そして、そこだけ起こすようにしたらどうかと、そう思っております。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにありますか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません。反論するわけじゃなかですばってん、今、そやんしよとですたい。こことこことこばしようねという話ばすつとばってんですね、あぎゃんかかたですよ。（委員松浦輝幸君「60分かかって」と呼ぶ）だけん、私はどげんかせぬですかて話を出したとは、そこですたい。こことこのきょうは問題のあったけん、ここまでせぬですかていう話ばする中で、一遍執行部に行って返ってくるというところが、私はおかしかと思うとですよ。執行部の許可ばとらぬば出されぬというそのシステムがですね。その辺ば、皆さんと

協議でくれば、どっかであったと思うとよ。立川だったかな、これは執行部は関与せぬとですよという話もありましたし、そげんとに組みめればよかつかなというふうに思ったもんですけん。まだ発言中ですけん、よかですか。

○委員長（上村哲三君） ちょっと待って。

○委員（亀田英雄君） そのように組みめればなということで提案、話をしたことでですので、皆さん、そういう意味でもですね、協議できればというふうに思っております。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） ちょっと桑崎次長、どうぞ。

○議会事務局首席審議員兼次長（桑崎雅介君）

はい。失礼いたします。今、委員さん、許可ということでお話いただいたんですけども、基本的にといいますか、議会事務局としましては、この資料に書いてございます、執行部に事業名、数字、字句等の確認ということで行っておりまして、その許可云々という理解ではなくて、あくまでも確認を行っているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） 失礼いたしました。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい。前川委員。

○委員（前川祥子君） これは多分昔から、八代市議会の事務局の中で行われていたことだと思うんですけども、他の自治体はどんなふうになっているか、近隣とかですね、そういうところも調べていただいたらなと思うんですよ。例えば、県議会なんかはそんな半日もかけてはやらないというふうにちょっと聞きましたもんですから、そういうところをちょっと調べていただければなというふう思います。

○委員長（上村哲三君） はい。ちょっと、じ

や、委員長でまとめさしてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

今、最初に現時点での委員長報告の作成事務について、事務局のほうからこういう資料をいただいて、今こうなっていますよということで、それに関しまして、今回の議題というのは、委員長報告書の作成について、委員長が今まで以上に深く関与するということについての協議内容でございました。その中には時間の短縮というのも当然含まれてくるわけでございます。委員長がどの程度でどのような形で関与していくかで時間の短縮も図られるのじゃないかというような意見が出ておったというふうに思います。

確かに、時間の件も大事なんです、委員長がするということ——主体的にすること——がですね、どのような形で関与できるかということだと思います。おのおの、さっき亀田代表のほうから意見がありましたが、委員会の最中に、本会議最中に書記に対して、ここは大事よ、ここは大事よと指示があっていると思われ、そのときにですね。それを委員長報告しようというふうな形が、私も委員長経験があったんですが、そういうふうに指示をしてなるべく短くなるようにというふうな形はとってきたんですが、これを見ると、やっぱりテープ起こしを60%かけてしているというのがやっぱり問題になってくるのかなというふうに思います。

で、ある程度その関与について、書記と事務局のほうともうちょっと詰めた具体的な方策を見出せないかなというふうに思うところでございます。この件は、事務局にも宿題として与えてですね、次回もう一回協議をしましょうか。

その間に、議長、各常任委員長さんにもですね、御意見を伺うべきだというふうに思いますので、そのあたりは議長の判断で招集をして意

見を伺っていただいて、次回に報告をいただけますかね。

○議長（古嶋津義君） はい。

○委員長（上村哲三君） 皆さん、そういうことでかわり方についてはなるべく委員長が主体として取り組むということですね、積極的に深くかかわって、全体的な時間の短縮も行うというようなことの方向性ですね、次回皆さん、また持ち帰って協議をしていただいてですね、次回の協議に入りたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。きょうで大体姿が見えたんでですね、もうちょっといいように、今度は具体的に追求していったらいいかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、済みません。先ほど、前川委員からもありましたが、他自治体の資料もということで事務局のほうに資料の作成をさせますので、県議会も含めてですね、次回に御提案したいというふうに思っております。

ということで、いろいろ意見がまだあるようでございますので、本日の協議結果を各会派に持ち帰りいただいて、委員長報告の作成については各会派でも協議を深めていただいた上で、次回再度御協議いただきたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他（委員会復命書の役割分担について）

それでは次に、（3）委員会復命書の役割分担についてでございますが、これまでの議論がどのようなものだったかを確認認識の意味で、昨年8月19日の委員会記録、あわせて9月定例会の冒頭における議会運営委員会の中間報告の写しを委員さんの手元に配付いたしてお

ります。

この中では、各委員も含め、委員長、副委員長、事務局と一緒に作成、昨年9月の委員会改選後の視察から実施するとの決定がなされているようでございます。これらを踏まえて、前回は復命書に関しては次回委員会で協議を深めるということになっていましたが、各会派に持ち帰りいただき、再度御協議いただくとのことでしたので、きょうは各会派で御協議いただいた結果について御報告いただきたいと思います。

それでは最初に、自由民主党絆の……。 (委員松浦輝幸君「反対から回せ、今度は反対から」と呼ぶ) ほんなこんな、今回は全部頭になっとな、よかたい、もう。それでは最初に、自由民主党絆の松浦代表、お願いいたします。

○委員(松浦輝幸君) はい。復命書に対してはですね、やはりそこの委員長さんと、そして事務方とやっぱり要点をですね、話し合いながらつくったらどうかと。自分だけでつくるよりも、そうしていったらどうかということです。

○委員長(上村哲三君) はい。次に、自由民主党礎の太江田代表、お願いします。

○委員(太江田茂君) この、なかなか復命書ちゅうのは難しい問題です。私も何回か書いてくれち言われたから、書きたいと思いますけれども、文章の上手下手いろんなことがありますして、復命書は難しいけれども、我々はやらなくちゃならぬときにはやらにゃ仕方がないと思っております。

今後、復命書を大事にさるっとならば、これを頭に考えていきたいと思います。

○委員長(上村哲三君) はい。次に、自由民主党和の田方代表、お願いします。

○委員(田方芳信君) 確かに委員会のほうの復命書、これ大変やはり難しい問題でございますので、これは重々、事務方のほうと話しながらやっていかなければならないかと思えます。この中には委員長もですね、含めていくべきか

と思います。

○委員長(上村哲三君) はい、次に改革クラブの亀田代表、お願いします。

○委員(亀田英雄君) はい。この件につきましては、私はなったものと。所感は書いていただきたいと。たしかですね、会議ばする中で、ちっとずつ、会派のあれも書いとるけん、そんなくらいのことはすぐでくったいちゅうごたっ話です、協議は進んだというふうに思っております。

だけん、今度各委員会に温度差のあつとですが、所感を書いたところ、書かぬところあつとですばってんが、所感ぐらいですね、各委員、少しずつでんよかですけん、1カ所ぐらいずつ、ちょこっと、1行でん2行でん書いて、それを少しでも行政、市政に反映するようなことを取り組んでいくべきだというふうに思います。

○委員長(上村哲三君) はい。次に、市民クラブの大倉代表、お願いします。

○委員(大倉裕一君) 復命書の取り組み方としては、やはり委員長、各常任委員会の委員長の主体の中で副委員長サポート、それから事務局のサポートという形で取り組んでいくべきということで認識をしているところです。

あと、所感の部分についてですけれども、委員会の委員さん、それぞれの物差し、自分なりの認識がありますので、今後、八代市にどのような形で取り組みができるのかとしても、それぞれ変わってくるだろうという部分も意見として出まして、そういった所見を各委員から視察報告に盛り込むべきだということで、意見がまとまっております。

○委員長(上村哲三君) はい。最後に、新生会の藤井代表、お願いします。

○委員(藤井次男君) はい。3名出ておりますけん、1項目ずつ。

○委員長(上村哲三君) はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） これは委員長と副委員長はですね、書くべきじゃないかというふうな話に落ちついてはおりますけれども、今話が出てましたように所感というのがありますので、各委員の所感も入れるべきだと、私は個人的に思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい。

一応ですね、先ほども皆さんに資料をおあげしておりますが、一応決まってはおります。前のですね、議運のときに決まっておる事項でございます。だから、今回ですね、そこんところで、亀田総務委員長、私もそうなんです、これに関する関与のあり方ですよね。委員長が、どこまで関与するのか。

先ほど、委員長、副委員長がつくればいとおっしゃいましたが、実際、研修視察に行つてですね、他市からの行政からの説明やら何やらの云々のことでですね、テープ起こし自体からまたそれも記録をとってやるわけですね。そのことまですべてを委員長、副委員長でやるのかという話もあります。

だから、そのあたりの役割分担ですよ。各委員さんについては、今、意見がいろいろ出た中で一番大勢だったと感じるのは、所見は各委員さんからもらった分をつけましょうよ、最低。そのような形だったと思います。ですから、ちゃんと書記が随行していきますので、ね。書記がどこまでやってくれて、委員長はその整理をして、やると。これでいいかというような確認をしながらやっていくと。そして、委員さんの所見をまとめて、また添付するのか、そういう形をとるのかと。そのような手法についての役割分担ということで、御意見をいただきたいというふうに思いますが。

今、二、三の会派からはそのような意見が出ておりましたが、まだ物すごく具体的じゃありませんね、皆さんの意見がですね。所見の分に

関してだけ具体的だったんですが、その以前の分に関して、まだ具体的でない、委員長は、副委員長はどこまでやるのか、書記と一緒に、どこまでやるのか、そのあたりのところまで突っ込んでいかなければ。

そして、前回、この確認をしたいという、亀田代表のほうから話があったわけですが、それは各常任委員会全体が同じひな形でやったがいいというような意見でしょうか。そこのところを私からちょっとお尋ねをしたいと思いますが、そこのところを指示いただければと思いますが。

○委員（亀田英雄君） 私、今度初めて委員長という役を仰せつかって取り組んだんですが、この行政視察の目的とですね、どこだったかな、幾つかは自分でしたんですよ。あと1個ぐらいして事務局と分担して、あとは所見を載せたらいいよねという話をしたんですが、実際、事務局のほうにこういうひな形があつとかというとはまだわからぬわけですか。だけ、そのあれば、そこばちょっと分けていけばです、でくっちなかなかなというふうに思っています。

で、その部分でですね、どうしても事務局の手ばからぬばでけぬ部分、今、委員長がおっしゃったように、議事録ば起こさぬばん部分についてはです、そこは事務局にお願いして、委員長がせぬばん部分でやっぱあつと思つてですよ。会の視察の目的とか、主たる概要です、そこ辺ば入れて、あとはつけば視察報告書になつとじゃなかなかなというふうに思っております。あればですね、紹介していただいて、そこまで分担すれば、でくっちなかなというふうに思っております。

○委員長（上村哲三君） はい、はい。わかりました。

はい。各会派でも行政視察に行った場合には、ある程度ひな形をつくって、今、復命書を

出していращやると思いますので、そういう形の部分でしょう。今、亀田委員が言われたのは。

○委員（亀田英雄君） 事務局にあればですね。

○委員長（上村哲三君） そういうのが事務局にありますか。常任委員会の行政視察に関する復命書の大体ひな形。

はい、嶋田係長。

○議会事務局次長補佐兼議事調査係長（嶋田和博君） これまでの復命書がたくさんストックしてございますので、そういったものである程度定型的なものは作成できるものと思います。あるかどうか、ちょっと今の段階で把握しておりません。（「書記で違う」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） これは、各常任委員会の書記で違うということ、一つは。

澤井次長補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 復命書に書くべき事項というのがあって、その目的とか調査の概要とか質疑の内容とか、それをどの部分にどれをどういうふうに書くかというのは、ある決まったものがあると思います。はい。

○委員長（上村哲三君） それでは、いかがでしょうか。先ほど、議長のほうにも各常任委員長を集めて、1回先ほどの話もしてくれということだったんですが、そのひな形をある程度、事務局のほうから出していただいでですね、そっちも見ていただいて、次あたり、きょう整理できぬでしょうから、次あたりにそのひな形も含めてですね、どこからどこまで関与していった方がいいか、いいんじゃないかというような御協議をやっていただきましょうか、これに関し

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） で、具体的にしてい

回アバウトで中間報告がなされていますので、それを具体的にしていくようにしましょうか。次回から、深めて。それで、皆さんいかがですか、よろしいですか。藤井代表よろしいですか、そういうふうな形で。きょうはまだどこまでという、まだ。やっぱりひな形がないと、言にくいでしょうから、あれば。それじゃ、そのようにしたいと思いますが、よろしいですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。

それでは、御意見があるようですので、本日の協議結果を各会派に持ち帰りいただき、委員会復命書の役割分担については、各会派でも協議を深めていただいた上で、次回再度御協議いただきたいと思います。

これに関しては、次回に、事務局からひな形なりの提出を求めていますね、それに対して、より具体的な協議を深めていただきたいと思います。ですが、それに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で本日予定いたしました案件については終了いたしました。

ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければですね、次に、次回開催日の件でございますが、平成22年9月17日の取り決めとして、①費用弁償が伴うため、月1回程度とすること、②定期開催月以外の月の第3火曜日及び定例会開催日の1週間前の議会運営委員会開催日とし、両方の開催日が重なる場合は、定例会開催日の1週間前の議会運営委員会を優先するとされておりますことから、今回は6月定例会の会期決めの際の開催日とあわせての協議になるかと思えます。具体的にはまだ招集日が決定されておられません

ので、決定次第御連絡をいたしたいと思っております。おおむね、これまでの例から言いますと、5月下旬ごろになるかと思っております。日程については、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、そのように決しました。

それでは、これで議会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時49分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成24年4月17日

議会運営委員会

委員長